

○厚生労働省令第百五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第十二条関係) 一〇二〇八 (略)</p> <p>二〇九 L―酒石酸カルシウム(別名<i>d</i>―酒石酸カルシウム)</p> <p>二〇一〇四七四 (略)</p>	<p>別表第一(第十二条関係) 一〇二〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二〇九〇四七三 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。